

西山哲治の著作と子供の権利について

豊福, 明子

九州大学大学院人間環境学府教育システム専攻（日本教育史）：博士後期課程

<http://hdl.handle.net/2324/1905850>

出版情報：教育基礎学研究. 11, pp.51-60, 2014-03-28. 九州大学大学院人間環境学府教育哲学・教育社会史研究室

バージョン：

権利関係：



研究ノート

西山哲治の著作と子供の権利について

豊 福 明 子

はじめに

明治末期から大正期にかけて新たな教育論、いわゆる「大正新教育」が台頭してきたことは周知のとおりである。大正新教育は、「児童中心主義」を中心に教育実践、教育理論として学校現場に広まって行った。それより少し早く「子供の権利」についての理論を展開した実践家がいる。その実践家が西山哲治である。

本研究の目的は、西山が「子供の権利についての理論を展開した実践家」と言われた所以や西山が影響された人物、書かれた著作などを通して西山の持論である「子供の権利」に到るまでの変遷を分析することである。

西山の先行研究としては、中野光による『大正自由教育の研究』¹『学校改革の史的原像』²などが代表的であり、西山の具体的な教育実践や学校経営を紹介している。しかし、関東大震災や東京大空襲で焼失し、残されている原本などの史料が少なく、西山の研究は困難であると考えられている。³

西山が著した『教育問題 子供の権利』⁴（以下、『子供の権利』）では、西山の教育論を語るのに十分なエッセンスが含まれていると考えられる。その『子供の権利』の分析についての先行研究は、加登田恵子⁵が挙げられる。西山が語る「子供は親の所有物ではない。親は子供の善良なる保護者であらねばならぬ。然るに何故ぞ子供は親の為に奴隷の如く使はれ大人よりも酷しき圧迫を受け、大人が感情に走つて子供を叱るときには手荒き体罰を加へられ、時には動物よりも手荒く酷使されてゐるではないか。」⁶という発言に対して加登田恵子⁷は「彼のイメージする子どもの権利は『封建時代の如く親は子供を生殺する権利を有た』なくなった親に対して主張される家庭内における子供の権利であった。」⁸と解釈している。人類の大多数を占めている子供が少数者である大人の便利のみを主張すること自体、子供の権利を無視していることになるのだと西山は言う⁹。すなわち、西山は、近代社会における新しい権利として「子供の権利」を位置づけたと言えるのである。

本稿では西山哲治の子供の権利思想を解明する手がかりとしてまず西山の著作の概要を示し、その特徴を把握する。次いで、西山が「子供の権利」という考えに至った経緯について考察する。その上で西山の子供の権利論がどのように組み立てられているのかを分析してみたい。

1. 著作の概要

ここで、西山の著書を紹介したい。西山が書いたすべての著書ではないが、管見の範囲で調査した結果である。一年に3～4冊も出版していることから西山は精力的に執筆していることが分かる。

- 1906（明治39）年 『日本家庭辞書』 弘道館
1910（明治43）年 『実際教育之研究：最近思潮』 敬文館
1911（明治44）年 『お花は如何にして教育すべき乎』 金港堂
1911（明治44）年 『児童中心主義攻究的新教授法』 宝文館
『児童権急に関する欧米教育大家意見』 弘道館
『女学校出の文子：家庭小説』 内外出版協会
『新撰学校管理法教科書』 三省堂

西山は1910（明治43）年に日本に帰国している。年代を見れば、ここまでの著書はアメリカ留学中か帰国直後に書かれたものである。内容も教育理論から教育実践までアメリカからの影響が強いものになっている。

西山は、アメリカ留学中に文部省から「アメリカの女子教育についての調査」を委嘱されていることから『お花は如何にして教育すべき乎』のように女子教育を中心に書かれたものや『児童中心主義攻究的新教授法』の中の一章を女子教育に費やしているものもある。

1911年に書かれた『新撰学校管理法教科書』は、学校経営についての教科書であると言っている。内容はとりわけ小学校の経営について詳細に書かれているのだが、特徴的なものとして「学校管理法の意義」「教育制度の概要」「小学校の職員」「小学校の教科及編成」「小学校の費用負担及授業料」など具体的に書かれている。これは、この本が出版された次の年に帝国小学校¹⁰を創設していることから、その下準備として書かれた著書であると考えられる。

- 1913（大正2）年 『悪教育之研究』 弘学館書店
1918（大正7）年 『自学主義各科教授原論』 隆文館書店
1918（大正7）年 『教育問題 子供の権利』 南光社
1919（大正8）年 『小学校改善の実際的研究』 開発社
1920（大正9）年 『新時代の要求する子供の保護』 集成社
（訳）『教育家としてのトルストイ伯』 天佑社
1927（昭和2）年 『最新各科教授法正義』 南光社
『私の学校及学級経営法』 明治図書
1928（昭和3）年 『子供の為に』 誠文堂

これらは、西山が帝国小学校を創設し自らの経験から教育のあり方を書かれた内容のものである。1913年に書かれた『悪教育之研究』では悉く今までの教育を批判している。

西山は、児童中心主義を掲げ帝国小学校では「校長室も職員室もない。常に子どもと共にある学校」を実現してきているのである。

さらに見ていくと西山が欧米の教育に影響を受けたことが分かる。

1929（昭和4）年 『最新欧米に於ける職業指導の実際』 明治図書

1930（昭和5）年 『最近欧米に於ける実験学校の経営と批判』 明治図書

1931（昭和6）年 『現代教育の新潮と実際』 教育実際社

1932（昭和7）年 『優良児教育法：附・各科学習心理の実際』 教育実際社

1933（昭和8）年 『生活中心新教育の建設過程』 新生閣書店

1934（昭和9）年 『生活中心新教育の建設過程』
『現代新教育汎論』 教育実際社

1936（昭和11）年 『子供の喧嘩』 モナス社

1937（昭和12）年 『私立帝国小学校経営廿五年』 モナス社 1937年

西山は1929年に文部省の委託を受けて再び欧米へ渡ることになる。18年ぶりに見聞した欧米の教育は、西山が留学していた時とは大きく変化していた。これらの著書にはその欧米の新たな教育政策の動きをさらに日本の教育に生かすべき内容でまとめられている。たとえば、『最新欧米に於ける実験学校の経営と批判』で西山は「児童を観る教育者の眼、教師の態度は著しくかはつて来た。児童を大人と同様に人格を具へたる人間と見る、児童を教師の仲間として待遇する。彼を待つに尊敬、同情、礼儀、理解を以てし人類愛の真摯なる態度を以て接するのである。即ち児童の権利、特権、自由、人格を認めるのである」¹¹と18年ぶりに訪問したヨーロッパの感想を書いている。ここまで児童観と教育的雰囲気も全く異なっていたという。

以上、西山の著書を見てきたが、上記の西山の言葉から一貫して言えることは西山が「児童中心主義」を学校教育にとりわけ初等教育に取り入れていることである。

西山のいう子どもの権利は「従順で誠実な臣民を育成する」ことだった。西山のこれらの著書または子どもの権利の主張はそれを踏襲した形で進められる。1937年に出版された『私立帝国小学校経営廿五年』は西山のそのような教育論が詰まった一冊である。

では、西山はいつ「子供の権利」に到ったのであろう。次章で述べていきたい。

2. 子供の権利に至るまで

西山が影響された人物としてまず挙げられるのが、アメリカ留学中に親交をもったW. ジェームスであろう。西山は、彼のプラグマティズム¹²に大きく影響されている。西山はジェームスの著書『プラグマティズム』の翻訳権を譲り受けて日本に帰っている。西山はその「プラグマティズム」を教育に取り入れようと、1911（明治44）年『児童中心主義攻究的新教授法』¹³（以下『攻究的新教授法』）を発表し、この教授法で日本の教育の一大通弊を打破しようとした。

我国に於ける現代教授上の欠点は確かに教師中心主義の上にある、学校に於ける教授は教師が其の大部分の研究をやる、生徒は只教師のする学修のモデルを傍観して居るといふ形である、何等生徒の努力、苦心、工夫、発明がない従って生徒の独立的研究の勇氣と生命とを發揮せしむることが出来ないやうな破目に陥って居るやうである。此れ現代教授界の一大通弊ではあるまいか

西山は、これまで行われてきた教授法を「教師中心」として批判する。教師が指摘する通りに動くことでは子どもたちの独立した学習はできないという。そしてさらに以下のように述べる。

要するに本書に於て述ぶるところの攻究主義の教授法は従来の教授法が教師を中心とするより招いた表面的、独斷的、消極的、受動的、他力的、受学的、服従的、模倣的、安逸的、保養的軟教育といふ非難を脱せんが為に教授上の局面を一変して生徒中心主義の上に徹底的、批判的、積極的、自動的、自力的、自学的、独立的、発明的、努力的、鍛鍊的硬教育を施すべきと主張するのである。¹⁴

つまり、子どもたちを中心とした教育が行われることで「現代教育の一大通弊」を解決する手立てであるという。「これが、西山が大正期に開花する新教育運動の先駆者と言われる所以である」¹⁵と加登田は述べている。

『攻究的新教授法』は、アメリカで学んだ教育学を日本に取り入れようと説いたもので、日本のとりわけ初等教育のあり方に問題を呈している。

著者（西山）が嘗て小学校に教へた当時「親に孝行をするには如何にすればよろしいか」と尋ねた。（略）43名あった生徒の中で十人は「親孝行はどんなことであるかといふことは知つて居るけれども之を口に言ふことができない」との答えであった。（略）教育上の大問題が秘んで居るやうに思はれる。それは「知つて居るけれども言ふことが出来ない」と答えた十人の生徒の心理状態である¹⁶。

ここで注目されるのは、西山は「答えられない子どもを批判せず、子どもたちの置かれている環境に問題がある」と考えているところである。なぜ質問に対して答えが言えないのか、その理由について「適当な言語が見いだせないのか」「言語の幼稚が原因か」「日本語が不完全であるのか」など書いているが、根本の原因として「彼等は孝に就いて知りやうが足らなかつたといふ点に帰するので教授法の拙な、生徒の攻究法に通ぜないよりして生徒の觀念が漠然として居たという点にあったと言わねばならない」¹⁷としている。つまり、教師が主導することによって小学校の子どもたちの語彙力の乏しさ、自ら

考えることをしていなかった日本の初等教育の行末を案じている。そのために「攻究的教授法」によって教育されることが必要であり、知識を豊富に持った子どもを作るのだと言っているのである。さらに、個性を養成する上での注意として「然らば如何にして個性、自我の観念を養成すべきかは教育教授上重大なる問題の一であるといはねばならぬ。今、教育上注意すべき次の諸点を数へたい。」

1. 教師が子女に対して敬意を表する態度を示すべきである。
2. 非難するより称賛を与ふること
3. 生徒の経験を主とすること
4. 生徒個人の特性を発見する

として、「斯くの如き個人性の傾向は活動の根本、知識思想発達の基礎をなすものであるから父母教師は大に之を尊重しなくてはならぬ」と子どもの尊重を訴えている。西山は、日本の教育のことごとくを改善し子どもたちのための教育にするよう説いていることが分かる一節である。

さらに、本著書では子供の権利の基となる考えを示したであろう部分が数か所ある。

教授本来の目的は生徒の個性に応じて独立思索の人たらしめ、生徒自らをして努力、研学、工夫、発明、応用せしむるといふ迄に帰せなくてはならぬ。教授法の正否、善悪は教授の巧拙チョークの使用高ではなくして一に生徒の実力如何といふ点を以て標準としなくてはならぬ。¹⁸

攻究力は生徒が具有すべき教育的一大資本である、此の資本たるサーチライトさへあれば知識の海も、人生の行路も先づ安全に容易に行ることが出来やうといふ訳である。攻究力を有する学生は攻究的資本より自己の領域を開拓することを得るであろう¹⁹。

西山は、教師主導の方法では子どもの力を発揮させることは出来ない。子ども自身が実力の開拓をすることが必要であるといっている。子供の権利という概念に近い思いを西山が抱き始めたのは確かである。しかし、ここでは「子供の権利」という言葉は使われていない。

3. 子供の権利論の出自と構造

西山の教育学に子供の権利という観点を与えたのはエレン・ケイであったとみている。西山はしばしば言及しているが、西山が「子供の権利」を見出したのはエレン・ケイの『廿世紀は児童の世界』²⁰との出会いからであったと思われる。本書は『児童の世紀』としてよく知られる書物であるが、西山は、英語が堪能であったことから考えると西山は英語の翻訳本を読んだのではないかと推察される。

西山は著書『子供の権利』²¹において「不具の子、低能児、精神病、犯罪性を有する子供の如きは最不幸なる世界に生存せねばならぬ運命を持たされた次第である」²²として祖先、親からの「体質並に精神的傾向による遺伝」が多いと著し、その後に「故にエレン・ケイ女史の如きもその著『廿世紀は児童の世界』に於て子供は第一によく産まれて来る権利を有してゐることを主張したのである」²³とエレン・ケイの「優性思想」の考えを下敷きにしていることを示唆している。

西山は、アメリカで学んだ「児童中心主義」とエレン・ケイの著書から影響を受け、子供の権利に変化していったのではないかと考えられる。

(1) 「子供の権利」の基本になっているもの

西山は、アメリカ滞在中にジョン・デューイの「いまやわれわれの教育に到来しつつある改革は、重力の中心の移動である。それはコペルニクスによって天体の中心が地球から太陽に移されたときと同様の変革である。このたびは、子供が太陽となり、その周囲を教育の諸々のいとなみが回転する。子どもが中心であり、この中心の周りに諸々のいとなみが組織される」²⁴の言葉に大きく影響されている。これが西山の「児童中心主義」ひいては「子供の権利」の基となるものであろう。

さらに、西山が児童中心主義のキーワードとして考えたのが「悪教育」なるものであった。子どもを取り巻くすべてのものに対して「悪」という評価をしている。西山が日本の学校教育の改革に取り組まなければならないと考えていたことが著書『悪教育之研究』から読み取ることができる。アメリカから帰国後、帝国小学校を創設するために東京の学校を訪問している事が記録されている²⁵。学校を創設して自らの教育論を実践に移していこうとする西山の努力が垣間見える。

西山は、「実に子供は大未来のある小国民である。この大切なる小国民の権利は親と雖も、帝王と雖も之を冒してはならない筈である。子供を粗末にする国家は衰微し、子供を大切にし子供の権利を尊重する国家は必ず栄ゆるのである。」²⁶という。アメリカで近代社会の学校教育を見、デューイの薫陶を受けてきた西山にとって「子供の権利」は大正デモクラシーという流れの中でこそ意義を持つものであったということである。それが、西山の子供の権利を国家としての保護対象として位置づけたということである。

(2) 悪教育と子供の権利との関係

『悪教育之研究』では、「二、多数の生徒に不完全なる教育」では、日本の小学校の一年生の人数の多さを批判している。「少数の生徒に十分なる教育を施したい」²⁷という。その理由として「一学級の生徒数は校長が生徒の姓名と顔を覚え得る程度に止めておかねば本当の教育にはならない」²⁸だという。それは「生徒の数が多いと生徒に不完全な教育を施している」²⁹のだというのである。少人数の教育が、教育上の理想だということである。

ある。

さらに、悪教育の実例として「悪校長」「多数の生徒に不完全なる教育」「教育者生徒を解せず」「口先ばかりの道徳教育」「親切すぎる教授法」「年始の催促をする悪教員」「文房具の濫費」「小学校の悪小使」「画一的悪制度と去勢されし教師」「参観人本位の悪教育」³⁰などを挙げている。「子供は自分で苦んで得た知識はなかなか忘れないものである。然るに六ヶしいところは教師が先へドンドン道案内をしてくれるので、生徒は教師に従って行けばよいといふやうな具合になつて、少しも生徒は自分の力で進むといふことをしない。斯くして実力、自学力といふものがつかないのである。³¹」として教師主導を批判し、子どもの自主性の必要性を述べている。西山は日本の悪教育を児童中心主義いわゆる子供の権利としてとらえた教育で矯正する必要があると考えたのである。

『悪教育之研究』を出版したのは西山が帝国小学校を設立直後の1913（大正2）年であった。西山は、このような悪教育を改善するために帝国小学校では「児童中心主義」を徹底的に実践している。

従来の校長本位、教員本位の学校、学級経営法を捨て、一に児童のための学級、児童のための学校として経営されねばならぬ。此の根本精神、根本的態度を持つにあらざれば凡百の学級施設も空である。意味をなさないものとなるのである。宜しく児童本位主義の経営について工夫ありたいものである。³²

西山は、「児童本位の学習をするため訓練においても児童の自発活動、自治生活を主とした訓練になるべきだ」として、子どもの為の学校、学級づくりを奨励した。

(3) 子供の権利と社会との関係

1918年、西山は、『教育問題 子供の権利』（以下、『子供の権利』）³³を發表し、子供の権利というものについて議論を展開した。西山の「子供の権利」は、前項で述べたことが基盤となっていると考えてよいだろう。

西山の子どもの権利については、これまで中野光が『戦間期教育への史的接近』³⁴において若干の検討を行っている。中野は『悪教育之研究』において「子供の権利を認めざる教育は無暴^{マア}であり、独断であり、遂には失敗に終らざるを得ないのである。又、子供の権利を無視した親の態度は無慈悲であり、冷酷を極むるものと言はねばならぬ。」³⁵と記述した文言を引用し「西山哲治の子どもの権利論の特徴は、学校や家庭における教育の方法の次元から出発したことであった」³⁶と解釈している。それは、先に述べた2つの著書『攻究的新教授法』『悪教育之研究』の引用にもあるように「子供を尊重する事」なのである。

西山は、先述した「実に子供は大未来のある小国民である。この大切な小国民の権

利は親と雖も、帝王と雖も之を冒してはならない筈である。子供を粗末にする国家は哀微し、子供を大切にし子供の権利を尊重する国家は必ず栄ゆるのである。」³⁷の言葉のように「子供の権利」を主張し、その「子供の権利」こそがこの国の教育に必要なのだという。アメリカで近代社会の学校教育を見てきた西山にとって「子供の権利」は大正デモクラシーという流れの中でこそ意義を持つものであったということである。

そのために創設された帝国小学校は「児童のための学校たる点にある。学校の全部が児童に与えられている点である。どこまでも児童本位主義に経営している」と児童本位主義を標榜していた。西山にとって児童本位主義とは、学習した内容を身につけ実行させることで子ども一人ひとりが小国民として立派に成長することであったのだろう。それは、西山の以下の考えからも分かる。

日本の小学校では修身の時間に教師が教育勅語の『朋友相信じ』に就て巧妙に説明する、生徒は成程と感心して聞いて居る、併し一たび十五分間休憩の鐘が鳴ると生徒は先を争って運動場へ出る、忽ち彼方此方で大小の喧嘩が演ぜらる、即ち今習った朋友相信じと正反対の行為が数分間を出でずして此運動場で行はれて居る、然るに教師はと言へば教員控室で他の先生等と雑談に余念なく、煙草を吹かす、湯茶を飲む、新聞雑誌なんかを見て、時々下らぬ話に花を咲かせ、時としては教員室の笑声の高さに運動場に悪戯しつゝある生徒をしてハッと驚かすことさへあるといふ具合で、教員等は運動場に於ける實際的徳育などには眼も呉れない、丁度四十五分間の授業請負人といつたやうな形^マである。³⁸

と日本の教育指導を批判し、さらに

運動場に於て活きた道德教育を怠る教員は教育家としての資格はないのである。口先ばかりの道德教育は到底安心すべき結果を生じない。³⁹

という考えを述べている。西山は、このような口先だけの教員から教育されることは、子どもたちにとって不幸であるばかりでなくこれが「一等国の国民教育といへば我先祖は地下で苦笑するであろう」⁴⁰と、情けない国民教育になることを懸念している。

また、『子供の権利』に「英国では修身を教授しない、教室内では道德教育を行ふ機会が少ないからである、学校の運動場は実に屋宇なき道德教育場であると心得て居る、此運動場から幾多の英国紳士淑女を出した。休憩時間は活きた實際的道德教育を施す最上の時期である」⁴¹と記している。そして、教師も子供と共に運動場に行き「喧嘩などしては立派な紳士になれぬと告げる」と指導しているという。西山はこのことを聞き、「甚だ

愉快に感じた」と言っている。西山は、帝国小学校においても英国で見聞した「子供が運動場に行けば教師も一緒に行動する」という実践を取り入れた。帝国小学校では常に教師は子供と共に行動しなければならなかった。思えば子どもにとっても教師にとっても窮屈な学校であると考えられるが西山にとって「喧嘩などとしては立派な紳士になれぬ」と告げた英国の指導をするために教師が常に子どもとともにあり子どもの権利を保障すること、これこそ国を支える小国民を育成することにつながると考えているのである。

おわりに

西山がアメリカで培った「児童中心主義」から「実際主義」そして「子供の権利」と西山の教育論が移行していく様子を著書を中心にみていくことで分析することができた。西山にとって子どもを中心に据えて学校経営を行っていくこと、それこそが西山の神髄なのである。

この西山の着目は彼の言う子供の権利がすべての子供の権利論ではなく、「中流以上の」指導的社会層の子弟を念頭に置いていた。その階層の子供たちを保護することに彼の子供の権利論があったのである。

果たしてこの『子供の権利』を踏まえて、2年後の1920（大正9）年に『子供の保護』という著書を発行している。子供の権利を守るために国を挙げて子供を保護することが必要であることが書かれている。その西山の狙いは、「子供の権利を尊重するについて更に徹底的に考ふるならば子供の保護に関し今一層具体的に国家社会に向つて声を大きくして要求して見たいと思つたのである」⁴²という。それは、子供の権利を通して西山自身の主張を社会的に認めさせようと試みることだった。西山にとっての子どもの権利は「臣民としての子どもたちの育成」であるので、社会的に受け入れられることは当然だと考えていた。西山は『子供の保護』を当時の文部大臣をはじめ、各大臣や国会議員、有識者に送付し意見をもらっている。しかし、送付した人物の返信された文書には「子供の権利」という文言はどこにもなかった。西山の「子供の権利を尊重するにあたって」の思いはその当時の政府や大臣たちには伝わらなかったのである。それは子供の権利という発想がまだまだ理解されなかったと言うことであり、大正新教育に於ける西山の位置を示すものでもあるのではなかろうか。つまり、欧米から持ち帰った思想を学校教育を通して実践したのであるが、社会的に理解されずに「教育」の世界から「社会福祉論」として世間に取り入れられていったということなのである。それらの西山の子供の保護論については今後の課題としたい。

〔注〕

1. 中野光『大正自由教育の研究』黎明書房 1968年。

2. 中野光『学校改革の史的原像「大正自由教育之系譜をたどって」』黎明書房 2008年。
3. 2013年10月19日、中野光氏のご教授によると西山の痕跡をたどるのは大変難しいとのことである。
4. 西山哲治『子供の権利』南光社 1918年。
5. 加登田恵子『現代日本児童問題文献選集』〈第Ⅰ期〉第6巻の解題者。
6. 西山哲治『子供の権利』10頁。
7. 加登田恵子『現代日本児童問題文献選集』〈第Ⅰ期〉第6巻の解題者。
8. 児童問題史研究会『現代日本児童問題文献選集』第6巻 解題15頁。
9. 西山哲治『教育問題 子供の権利』12頁。
10. 1912年に西山哲治が東京巢鴨に創設した幼稚園を併設した小学校である。「児童中心主義」を実践した学校として「新教育を実践した学校」とも言われる。
11. 西山哲治『最近欧米に於ける実験学校の経営と批判』明治図書 1930年 1頁。
12. 西山は、W. ジェームスの著書『プラグマティズム』(1910年)の翻訳権を許可され、帰国後『プラグマティズム』の翻訳『実際主義：最近主張』(弘道館1910年)を北澤定吉、吉田圭と共著で出版している。
13. 西山哲治『児童中心主義攻究的新教授法』実文館 1911年。
14. 同上 「自序」4頁。
15. 児童問題史研究会『現代日本児童問題文献選集』〈第Ⅰ期〉第6巻。
16. 同上 18頁。
17. 同上。
18. 西山哲治『児童中心主義攻究的新教授法』1910年 実文館 9頁。
19. 同上 16頁。
20. Key, Ellen, *The Century of the Child*, G.P.Putnam's Sons, 1909 当時の翻訳名は『児童の世紀』大同館書店 1916年 原田実訳であった。ただし、西山は英語に翻訳されたものを読んでいたと思われる。
21. 西山哲治『教育問題 子供の権利』。
22. 同上 15頁。
23. 同上 16頁。
24. 西山哲治『児童中心主義攻究的新教授法』寶文館 1911年 1 - 2頁。
25. 西山哲治『私の学校及学級経営法』明治図書 1927年 95頁。
26. 同上。
27. 西山哲治『悪教育之研究』弘学館書店 1913年 3頁。
28. 同上 4頁。
29. 西山哲治『悪教育之研究』。
30. 『悪教育之研究』目次 第二章。
31. 西山哲治『悪教育之研究』7頁。
32. 西山哲治『私の学校及学級経営法』。
33. 西山哲治『子供の権利』南光社 1918年。
34. 中野光『戦間期教育への史的接近』EXP 2000年。
35. 同上 165頁。
36. 同上 166頁。
37. 同上。
38. 西山哲治『子供の権利』269頁。
39. 同上 270頁。
40. 西山哲治『悪教育之研究』6頁。
41. 西山哲治『子供の権利』268頁。
42. 西山哲治『子供の保護』自序 9頁。